

伊丹市下水道ウォーターPPP事業

実施方針

令和8年4月

伊丹市上下水道局

目次

第1 事業に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
第2 実施方針等に関する事項	5
1 実施方針等に係る説明会の実施	5
2 実施方針等に関する質問・意見の受付、回答の公表	5
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 募集及び選定方法	6
2 募集及び選定スケジュール	6
3 応募者の参加資格要件	6
4 契約保証金	7
5 審査及び選定の手続き	7
6 優先交渉権者選定後の手続き	8
7 提出書類等の取扱い	9
8 その他留意すべき事項	9
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1 リスク分担の基本的な考え方	10
2 事業の実施状況のモニタリング	10
3 事業期間中の損害賠償保険等	10
第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	11
第6 その他事業の実施に関し必要な事項	12
1 資料の公表	12
2 その他の事項	12
3 連絡先及び情報提供先	12
別紙1 各業務の参考務量	13
別紙2 リスク分担表	14

第 1 事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

事業内容に関する事項を以下に示す。

(1) 事業名称

伊丹市下水道ウォーター P P P 事業

(2) 対象となる公共施設の種類

下水道管路施設（污水）

(3) 公共施設の管理者

伊丹市上下水道事業管理者

(4) 事業場所

伊丹市全域（污水处理区域）

事業場所の概要は、表 1.1 に示すとおりである。

表 1.1 事業場所の概要

処理区	面積
原田処理区	1,296.76ha
武庫川下流処理区	785.00ha（分流 531.82ha、合流 253.18ha）
事業区域（合計）	2,081.76ha

(5) 対象となる公共施設の概要

対象となる公共施設の概要は、表 1.2 に示すとおりである。

表 1.2 対象となる公共施設の概要（令和 8 年 3 月末時点）

対象施設	数量	備考
下水道 管路施設（污水）	污水管（分流）	399km
	合流管	86km
	マンホール	1 式
	公共汚水柵	1 式
	取付管	1 式
		計 485km
		マンホールポンプ施設は清掃作業のみ対象

(6) 事業目的

本事業は、伊丹市上下水道局（以下「局」という。）が所管する下水道管路施設（污水）の維持管理に関する各種業務について、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫やノウハウを最大限に活用するため、ウォーター P P P（管理・更新一体マネジメント方式）による委託を行うものである。また、本事業は、局の今後の課題となる下水道事業の安定的な運営に向けて、事業者との協働により、持続可能な下水道サービスの確立を目指すことを目的とする。

(7) 事業方式

管理・更新一体マネジメント方式レベル 3.5（更新支援型）

(8) 業務範囲

事業者は、以下の業務を実施するものとする。また、各業務の参考数量は、「別紙1」に示すとおりである。

- ① 統括管理業務
 - ・ 統括管理業務
- ② 日常的維持管理業務
 - ・ 管路施設清掃等業務
 - ・ 住民対応業務
- ③ 計画的維持管理業務
 - ・ 管路施設修繕業務
 - ・ 管路施設点検業務（法定点検）
 - ・ 管路施設点検業務
 - ・ 管路施設調査業務
- ④ 設計等に関する業務
 - ・ 管路施設ストックマネジメント計画策定業務
 - ・ 管路施設改築設計業務

(9) 事業期間

本事業の履行期間及び準備期間、引継ぎ期間に関する事項を以下に示す。

① 履行期間

履行期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

業務項目と実施スケジュールは、表1.3のとおり予定している。

表1.3 業務項目と実施スケジュール

業務項目	予定
基本協定締結	令和8年12月
事業契約締結	令和9年1月～令和9年3月
業務準備期間	事業契約の翌日～令和9年3月31日
履行期間	令和9年4月1日～令和19年3月31日
業務引継ぎ期間	令和19年1月4日～令和19年3月31日
契約終了日	令和19年3月31日

② 業務準備期間

業務準備期間は、事業契約の翌日から令和9年3月31日までとし、業務準備期間の施設の維持管理は、局が行う。事業者は、局又は局の指定する者より業務の引継ぎ等を受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務準備に要する費用は、局又は局の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

③ 業務引継ぎ期間

局又は局の指定する者への業務の引き継ぎは、原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は、自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引き継ぎを行わなければならない。なお、業務引継ぎ期間は、令和19年1月4日から令和19年3月31日の間を原則とする。

(10) 事業の費用負担

局は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は、局と優先交渉権者との協議の上、事業契約に定めるものとする。

① 統括管理業務

局は、統括管理に関する費用の全てを負担する。局は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

② 日常的維持管理業務

局は、日常的維持管理に関する費用の全てを負担する。局は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

③ 計画的維持管理業務

局は、計画的維持管理に関する費用の全てを負担する。局は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

④ 設計等に関する業務

局は、設計等に関する費用の全てを負担する。局は、負担額の支払いにあたり、サービス対価として事業者へ支払うものとする。

(11) サービス対価に関する事項

本事業に係るサービス対価の支払等に関する事項を以下に示す。なお、支払等については、地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定する。ただし、各年度の支出については、当該年度の予算として、議会の議決を要する。

万一、議会において当該年度の予算が議決されない場合又は減額された場合には、局及び事業者は継続方法その他必要な事項の協議を行うものとする。

① サービス対価の構成

本事業期間中、局は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表1.4のとおりである。

表 1.4 サービス対価の構成

項目	内容
①統括管理業務	・統括管理
②日常的維持管理業務	・管路施設清掃等 ・住民対応
③計画的維持管理業務	・管路施設修繕 ・管路施設点検（法定点検） ・管路施設点検 ・管路施設調査
④設計等に関する業務	・管路施設ストックマネジメント計画策定 ・管路施設改築設計

② サービス対価の改定

ア 物価変動に伴うサービス対価の改定

サービス対価は、募集要項公表時点（令和8年6月）を基準月とし（以降は改定時点）、事業期間中の各年度において、基準月から物価の指標となる公的物価指数が基準年度比±1.5%以上変動した場合、サービス対価の改定を行う。なお、詳細については事業契約書（案）に示す。

イ 法令及び税制等の変更等に伴うサービス対価の改定

法令及び税制等の変更又は局の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、必要に応じてサービス対価の改定を行う。

ウ その他局が必要と認める場合

上記ア、イまでのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、局は、サービス対価の改定について事業者と協議を申し入れることができる。

③ モニタリング及びペナルティ制度

局は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、サービス対価の減額を行うことがある。なお、詳細については事業契約書（案）等に示す。

④ プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（応募時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を局と事業者でシェアする）を導入する。なお、詳細については事業契約書（案）等に示す。

（１２） 概算事業費

業務種別及び概算事業費は表 1.5 に示すとおりである。なお、概算事業費は、現時点での想定額を示したものであり、事業費を確約するものではない。

表 1.5 業務種別及び概算事業費

業務種別	概算事業費
①統括管理業務	67,000 千円
②日常的維持管理業務	352,000 千円
③計画的維持管理業務	533,000 千円
④設計等に関する業務	118,000 千円
計	1,070,000 千円

第2 実施方針等に関する事項

1 実施方針等に係る説明会の実施

下記に示すとおり、実施方針等に係る説明会を実施する。

説明会への参加を希望する者は、様式1に記入の上、電子メールにて「第6 3 (1) 連絡先」に提出すること。

- 日 時 : 令和8年4月17日(金) <第一部>14時00分～15時00分
<第二部>15時30分～16時30分
※原則、第一部で実施するが、参加者数が多い場合は、第二部も実施する。
※参加時間の希望は受け付けない。
- 場 所 : 東り いたみホール 3F 大会議室
(兵庫県伊丹市宮ノ前1丁目1番3号)
- 当日持ち物 : 実施方針、要求水準書(案)、名刺等の身分証
※各資料は、参加者が各自で持参すること。当日の会場での配布は行わない。
- 説明会申込締切 : 4月10日(金) 17時まで
※申込締切後、参加者に対して、日時連絡を行う。

2 実施方針等に関する質問・意見の受付、回答の公表

実施方針公表後から令和8年4月22日(水)までの間、実施方針等に関する事業者等からの質問を受け付ける。

質問の提出方法・様式等については様式2を参照すること。

質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術・ノウハウ等に関わり、質問者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月中旬に伊丹市上下水道局ホームページにて公表する。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは表3.1のとおり予定している。

表3.1 募集及び選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和8年4月1日	実施方針等の公表
令和8年4月17日	事業者説明会の実施
令和8年4月22日	実施方針等に関する質問の受付締切
令和8年5月中旬	実施方針等に関する質問の回答の公表
令和8年6月上旬	募集要項等の公表
令和8年6月上旬～8月下旬	募集要項等に関する質問の受付期間 ※回答は適宜行う。
令和8年7月中旬	応募資格確認申請書の受付締切
令和8年7月下旬	応募資格確認結果の通知
令和8年11月上旬	提案書の提出締切
令和8年12月上旬	プレゼンテーションの実施・優先交渉権者の決定
令和8年12月中旬～下旬	基本協定締結
令和9年1月上旬～3月下旬	事業契約締結

3 応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、応募者に求める要件等は、以下に示すとおりである。

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1つの企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループは、維持管理業務、設計に関する業務等の本事業での役割を担う企業から構成されるグループとし、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ③ 応募グループの場合、特別目的会社（以下「SPC」という。）又は共同企業体（以下「JV」という。）の設立を求める。また、業務全体をまとめる統括管理者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑤ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると局が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑥ 応募グループの構成企業は、応募企業及び他の応募グループの構成企業になることはできない。

(2) 応募企業、応募グループを構成する企業の共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税又は地方税を滞納していないこと。
- ④ 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者及びこれらの者と資本面もしくは人事面において関連のある者でないこと。
 - ・ 株式会社エイト日本技術開発
 - ・ 豊原法律事務所

(3) 応募者に求める要件

応募企業又は応募グループの構成企業の内一者は、次の資格要件を満たすこと。

① 維持管理業務を担う企業

平成24年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公団、公社、事業団等)が発注した下水道管渠調査業務を元請として完了した実績を有し、かつ、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認める「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有するものを配置できる者であること。

② 設計等に関する業務を担う企業

平成24年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公団、公社、事業団等)が発注した下水道ストックマネジメント計画(管路施設)又は下水道長寿命化計画(管路施設)の策定業務を元請として完了した実績を有し、かつ、技術士法(昭和58年法律第25号)第32条に規定する「技術士(上下水道部門(下水道)又は総合技術監理部門(下水道))」又は「RCCM(下水道部門)」の資格を有するものを配置できる者であること。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び応募資格確認申請書を受付した日とする。ただし、応募企業又は応募グループの構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、局に速やかに通知しなければならない。

4 契約保証金

契約を締結したときには、速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

5 審査及び選定の手続き

審査及び選定の手続きの流れを以下に示す。

(1) 事業者選定委員会の設置

局は、優先交渉権者の選定にあたり、委員会を設置する予定である。委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

伊丹市下水道ウォーターPPP事業に係る公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加を希望する者は、参加表明書及び応募資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び応募資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 提案書の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書を提出すること。提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等に示す。

(4) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。局は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(5) 審査結果の公表

局は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(6) 優先交渉権者選定の取消し

局は、事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も審査の結果、選定基準に満たない場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。この場合、その旨を局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

6 優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後は、以下の手続きを行うことを予定している。

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書(案)に基づいて、局と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、局は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、基本協定書(案)の修正には、原則応じない。

(2) S P C等の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じてS P CやJ Vを設立するものとする。

なおS P Cを設立する場合、本事業期間中はS P Cの本社所在地を市外に移転させないものとする。また、S P Cを株式会社として設立する場合、事業者の株主総会におけるすべての議決について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)及び事業者の株主総会におけるいかなる議決についても議決権を有しない種類の株式(以下「本完全無議決権株式」という。)のみを発行できる。

本議決権株式は、他の本議決権株主、または局との間で締結された契約等により予め処分先として認められたもの以外の第三者に処分を行う場合は、局の事前の承諾を受ける必要がある。また、本議決権株主の譲受人は、株主誓約書を局に提出しなければならない。

本完全無議決権株式は、資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定について、局は原則として関与しないものとする。

(3) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、S P C等の設立や事業契約の締結準備と並行して、業務の引継ぎや現地調査等の事業開始に向けた準備行為を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために局と協議を行う。

(4) 事業契約の締結

局と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、事業契約書（案）の修正には、原則応じない。

(5) 事業の開始

事業者は、事業契約に定める事業開始日に遅滞なく事業を開始する。

7 提出書類等の取扱い

本事業に関して提出された提出書類等の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 著作権

応募者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他局が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、局は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、応募者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

(2) 提出書類の返却等

応募者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、局が指示した場合を除き認めない。

(3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

(4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。

8 その他留意すべき事項

その他留意すべき事項を以下に示す。

(1) 統括管理業務を担当する企業について

統括管理業務は、事業全体を統括することが求められるため、複数の企業で構成されるグループで実施する場合には、代表企業が担当すること。

(2) 改築工事への参加について

事業者は、本事業の管路施設改築設計業務成果を基に局が発注する改築工事の入札に参加することはできない。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じさせた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその内容を別紙2にリスク分担表として示す。なお、局及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については、必要に応じて協議を行う。説明責任は、リスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、事業契約書（案）などに詳細を規定する。

2 事業の実施状況のモニタリング

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書（案）に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを以下のとおり予定している。

(1) モニタリング方法

事業者によるセルフモニタリングに加え、局によるモニタリングを行う。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかつた場合、局は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と局が判断する場合、局は事業者に代わり、本事業等を実施することができる。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

3 事業期間中の損害賠償保険等

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入すること。なお、再委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、局又は局の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、局は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、局の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については、事業契約書（案）に示す。

(1) 事業者事由による解除及び措置

事業者事由による解除及び措置に関する事項を以下に示す。

① 解除事由

- ・ 事業者が提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合は、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、局は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、局は事業契約を解除することができる。
- ・ 財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、局は事業契約を解除することができる。

② 解除措置

- ・ 事業者は、局に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、局の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 委託者事由による解除及び措置

委託者事由による解除及び措置に関する事項を以下に示す。

① 解除事由

- ・ 局は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- ・ 事業者は、局の責めに帰すべき事由により、一定期間、局が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

② 解除措置

- ・ 局は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、局の支払額からこれを控除する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業が困難となった場合の不可抗力による解除及び措置

① 解除事由

- ・ 局又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力により、本事業の継続が困難となった場合は、局と事業者との間で本事業の継続可否について協議を行う。
- ・ 一定の期間内に上記の協議が整わない場合は、局が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、局は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。

② 解除措置

- ・ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約書（案）に示す。
- ・ 不可抗力の定義については、事業契約書（案）に示す。

第6 その他事業の実施に関し必要な事項

1 資料の公表

本事業に関する公募用資料等の公表は、局ホームページ等を通じて適宜行う。

2 その他の事項

本事業の実施に関するその他の事項を以下に示す。

(1) 使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

3 連絡先及び情報提供先

本事業に関する連絡先及び情報提供先を以下に示す。

(1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

伊丹市上下水道局 整備保全室 下水道課

住所 : 〒664-0881 兵庫県伊丹市昆陽1丁目1番地2

電話 : 072-784-8074 (直)

Email : 562200@city.itami.lg.jp

(2) 情報提供先

本事業に関する情報提供は、局ホームページ等を通じて適宜行う。

〈伊丹市上下水道局ホームページ〉

<https://www.water.itami.hyogo.jp/soshiki/kanrika/gesuidojigyounikansurukanminrenkeinituite/index.html>

別紙1 各業務の参考数量

業務		単位	数量											
			R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	合計	
①統括管理業務														
統括管理業務	統括管理	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②日常的維持管理業務														
管路施設清掃等業務	本管清掃	m	7,879	7,879	7,879	7,879	7,879	7,879	7,879	7,879	7,879	7,879	7,879	78,790
	緊急清掃（本管）	m	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	486	4,860
	伏せ越し人孔清掃	箇所	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	1,280
	モルタル等除去	箇所	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	430
	公共汚水桝及び取付管清掃	箇所	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	230
	緊急清掃（公共汚水桝及び取付管）	箇所	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	140
	採水・採泥作業	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	40
	汚泥分析	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	本管TVカメラ調査	m	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	6,050
	取付管TVカメラ調査	箇所	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
住民対応業務	住民対応	件	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	2,400
③計画的維持管理業務														
管路施設修繕業務	内面補修工	箇所	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60
	止水工	箇所	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	80
管路施設点検業務（法定点検）	伏せ越し人孔法定点検	箇所	-	-	-	60	-	-	-	-	60	-	120	
管路施設点検業務	スクリーニング調査	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
管路施設調査業務	小口径TVカメラ調査	m	16,068	16,068	16,068	16,068	16,068	16,068	16,068	16,068	16,068	16,068	16,068	160,680
	大口径TVカメラ調査	m	932	932	932	932	932	932	932	932	932	932	932	9,320
④設計等に関する業務														
管路施設ストックマネジメント計画策定業務	ストックマネジメント計画策定	式	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
管路施設改築設計業務	管渠改築実施設計（φ800mm以上）	m	-	250	-	-	-	-	-	250	-	-	-	500

別紙2 リスク分担表

○：リスクを主に負担する者を示す。

リスクの項目		リスクの内容		リスク分担			
				局	事業者		
手続き リスク	1	募集要項等リスク	募集要項等の誤り等	○			
参加・契約 リスク	2	応募手続リスク	提案書作成等の応募に係る費用		○		
	3	契約リスク	事業者の事由により、契約締結の遅延が発生した場合		○		
制度関連 リスク	4	法令変更リスク	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の制定等	○			
			本事業のみならず、広く一般的に運用されている法令の変更や新規立法	○※1	○※1		
	5	税制変更リスク	本事業に関する新税の成立や税率の変更	○			
			法人税率の変更、事業者の利益に課される税制度の変更		○		
6	許認可リスク	事業管理者として局が取得すべき許認可の遅延	○				
		本事業の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○			
社会 リスク	7	住民対応リスク	本事業の実施に関する住民反対、要望への対応	○			
			事業者が行う業務に関する住民反対、要望への対応	○※2	○※2		
経済 リスク	8	環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）に関する対応		○		
			9	資金調達リスク	本事業の実施に必要な資金の確保		○
			10	物価変動リスク	事業期間中の物価変動	○※3	○※3
			11	金利変動リスク	事業期間中の金利変動		○
第三者 賠償 リスク	12	予算等に係る 議会リスク	予算等の議決が得られない場合	○※1	○※1		
			13	施設の瑕疵リスク	契約日以前に起因する施設の瑕疵による場合	○	
			14	不法行為による リスク	事業者の遂行上の過失による不法行為		○
			15	業務遂行の不備に よるリスク	施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不備・未達		○
事業の中 止や債務 不履行等 リスク	16	上記以外の要因 (事由)によるリスク	局の責により第三者に損害を与えた場合	○			
			事業者の責により第三者に損害を与えた場合		○		
	17	事業の中止・延期・不 能リスク (不可抗力を除く)	局の事由によるもの	○			
			事業者の事由によるもの		○		
18	債務不履行リスク	事業の中断・放棄等、また事業者のサービス水準の著しい低下、要求水準の未達、アウトプット・アクション目標の未達や不備の場合		○			
		上記以外による事業者の事由によるもの		○			
事業条件 変更 リスク	19	業務内容の変更 リスク	局の事由により業務内容等が変更された場合	○			
			事業者の事由により業務内容を変更する場合		○		
事業終了 手続き リスク	20	事業移行期間の 費用リスク	業務移行期間に関する費用		○		
不可抗力 リスク	21	不可抗力リスク	発注段階で想定できない豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	○			

(次頁に続く)

リスクの項目		リスクの内容	リスク分担	
			局	事業者
維持管理に係るリスク	22 維持管理・修繕費用増大リスク	事業者の事由により維持管理や修繕に係る費用が増大した場合		○
		局の事由により業務内容の変更等が発生し、当初の維持管理や修繕に係る費用が増大した場合	○	
	23 業務中の事故リスク	事業者の責により下水道施設やその他施設を破損させた場合		○
		事業者の責によるものか明白ではなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	○※1	○※1
		業務中に住民に傷害を負わせる、又は住宅等の財産を破損させた場合		○
	24 道路陥没リスク	事業者の責により、道路陥没が発生した場合		○
事業者の責によるものか明白ではなく、道路陥没が発生した場合		○		
25 技術革新リスク	新しい技術を採用したことにより追加費用が発生する場合	○※1	○※1	
点検・調査、計画・設計に係るリスク	26 点検・調査リスク	局が実施した点検・調査に不備があった場合	○	
		事業者が実施した点検・調査に不備があった場合		○
	27 計画・設計リスク	局が実施した計画・設計に不備があった場合	○	
		事業者が実施した計画・設計に不備があった場合		○

※1 協議により費用負担等を定める。

※2 費用負担は事業者が負うものとするが、対応に関しては局も関与する。

※3 一定程度を超える物価変動が生じた場合、事業契約書(案)の規定に基づきサービス対価の改定を行う。

伊丹市下水道ウォーター PPP 事業
実施方針等に係る説明会

参加申込書

事業者名		ふりがな
住 所		
参加人数		名
参加者 (連絡窓口)	部署・役職	
	氏名	ふりがな
	E-mail	
	TEL	
参加者	部署・役職	
	氏名	
	部署・役職	
	氏名	

- ※ 参加人数は、1 事業者につき 3 名までとしてください。
- ※ 説明会の当日、受付にて参加申込書に記入している参加者と一致していることを確認するため、名刺等の身分証を持参してください。

様式 2

提出日 令和8年 月 日

伊丹市下水道ウォーターPPP事業
実施方針等に係る質問書

事業者名			
住所		TEL	
担当者所属・役職		E-mail	
担当者氏名			

※記入上の注意

- ・太枠内は必ず記入すること。
- ・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・記入する欄が足りない場合は、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外でセルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。
- ・本様式は、電子メールのファイル添付にて実施方針に示す連絡先に提出すること。
- ・質問及び質問に対する回答は、伊丹市上下水道局ホームページにおいて公表する。

記載例	資料名	頁	項目				項目名	質問事項
	実施方針	6	3	3	(1)		応募者の構成	「実施方針、要求水準書 ●頁 第●●(●)●」の内容についての質問事項がある場合、左欄に記載例のように該当箇所を記入の上、本欄に質問事項を記入してください。
要求水準書	17	5	5.3	5.3.1	(1)	業務概要		

	資料名	頁	項目				項目名	質問事項
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								